

調達公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 22 日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

（1）業務の名称及び数量

「とっとり防災フェスタ 2025」会場設営等委託業務 一式

（2）業務の仕様

入札説明書による。

（3）業務の期間

契約締結日から令和 7 年 10 月 31 日まで

（4）入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあっては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（2）令和 6 年鳥取県告示第 507 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画のイベント企画・運営かつ看板（デザインと制作）に登録されている者であること。

（3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てが行われたものでないこと。

（5）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

（6）鳥取県屋外広告物条例（昭和 37 年鳥取県条例第 31 号）第 10 条の 2 に基づく屋外広告業の登録を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県危機管理部危機管理政策課

4 入札手続等

（1）入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 271

鳥取県危機管理部危機管理政策課

電話 0857-26-8836

電子メール kikikanri-seisaku@pref.tottori.lg.jp

（2）入札説明書等の交付方法

令和 7 年 7 月 22 日（火）から同年 8 月 1 日（金）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県の危機管理（<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=8945>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和 7 年 7 月 22 日（火）から同年 8 月 1 日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

とする。ただし交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1) に同じ

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年8月7日（木）午前11時即時開札。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県庁34会議室（第二庁舎4階）

ウ 郵便等による入札

不可とする。

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、業務の名称、住所、商号又は名称、代表（受任）者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に令和7年8月1日（金）正午までに提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された事前提出物は返却しない。

また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 契約書の作成に当たり、入札説明書の別添「「とっとり防災フェスタ2025」会場設営等委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する場合がある。

ウ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。